

令和4年度 学校人権教育推進計画

I 日田市学校人権教育目標

- ◎自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒の育成
- ◎いじめや差別をなくす具体的行動がとれる児童生徒の育成

一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動にあらわれるようにすることが人権教育の目標である。

そのため、各小・中学校においては、学校生活全体の中で児童生徒が自分と他の人の大切さを感じ取ることができるような環境づくりに取り組む。また、そのことが態度や行動にまであらわれるようにするために必要な力や技能などを総合的にバランスよく培う。

II 学校人権教育研究課題

次の4点を学校人権教育研究課題とし、学校教育活動全体を通じた研究の深化を図る

今年度の重点的取り組み

(人権教育推進のキーワード) 【つなげる】～知識・共感から意欲・行動へ～

A 人権尊重の視点に立った学校づくりのあり方

- ◎「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」
- ★「人権尊重の3視点」の、授業をはじめ全ての教育活動への位置付け
- ★学校や学級での「人権に関する情報・思いや考えの掲示(見える化)」の工夫

B 児童生徒主体の活動を通し、人権尊重への具体的実践へつなげる人権教育の指導内容及び指導方法のあり方

- ◎「気づき、考え、行動する学習」「人権知識の習得と人権感覚の育成」
- ★「道徳科」における人権学習の指導方法の研究推進
- ★部落差別の解消につながる知的理解と人権感覚を培う部落差別問題学習の推進

C 教職員の人権意識や人権教育の実践力を高めるための教職員研修のあり方

- ◎「自らの見つめ直し」「いじめや差別をなくす信念と情熱の醸成・実践力の向上」
- ★部落差別問題についての研修(差別の現実、法律、歴史認識、指導についてなど)
- ★[第三次とりまとめ]による「人権教育を通じて育てたい資質・能力」に照らした、教材の価値等に関わる研修

D 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携のあり方

- ◎「児童生徒・教職員・保護者・地域・社会とのつながりの実感」
- ★人権学習公開授業、人権講演会等開催における公民館との連携
- ★人権学習(部落差別問題をはじめとする人権課題等)の保護者・地域への公開の推進
- ★部落差別問題学習を通じた小・中・高の連携(市教委、研究指定校等で推進)

Ⅲ 人権教育研究指定校

人権教育に関わる研究指定を行う。人権教育研究指定校では、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(以下「[第三次とりまとめ]」)を活用し、自校の人権教育の具体的な研究実践に取り組むとともに、日田市における人権教育研究課題に関わる研究の推進を図る。

また、本年度も、部落差別問題学習をはじめとする道徳科での人権学習の展開や新教材を活用した授業のあり方の検証、小中高連携に関する研究を行う。

○人権教育研究指定校（東溪小学校 2年次）

Ⅳ 各小・中学校における研究の推進

人権教育は、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、「特別な教科 道徳」、外国語及び外国語活動(小)、総合的な学習の時間並びに特別活動(以下「各教科等」)などのそれぞれの特質を踏まえるとともに、それぞれを関連づけ、教育活動全体を通じて推進することが大切である。

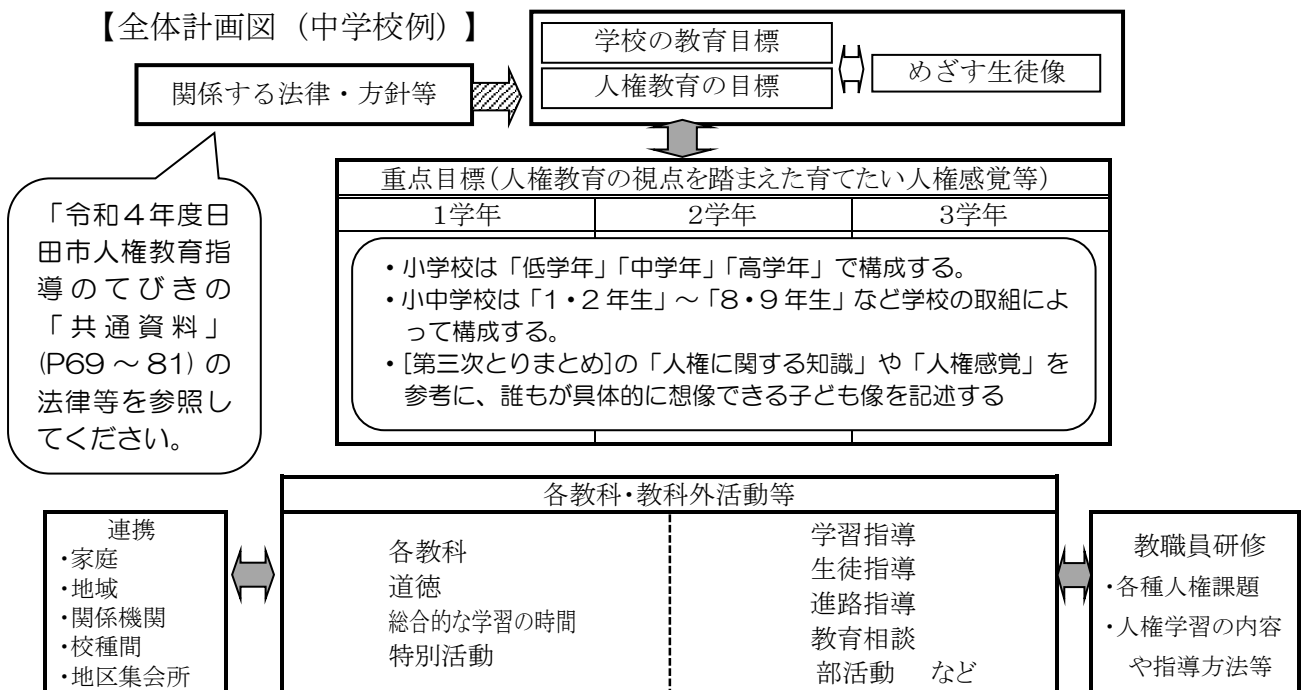
1. 教育活動全体を通じた人権教育の推進体制づくり

(1)校長のリーダーシップ、人権教育主任を要とした体制を確立し、組織的、計画的、継続的な取組を実施

(2)めざす子ども像の設定と全体計画の策定

- ① 学校の課題、児童生徒の実態、地域の実情等を勘案し、日田市教育大綱「未来を切り拓き、ふるさとを愛する人づくり」などを踏まえ、「よりよい学校教育を通じてより良い社会をつくる」ことを意識しながら具体的なめざす子ども像を設定する。

【全体計画図（中学校例）】



(3)年間指導計画、教職員研修計画の策定

- ① 「日田市人権学習共通教材」(以下「共通教材」)の教材は、必ず「年間指導計画」に位置付け、完全実施を図る。

- ② 道徳科・各教科・領域等を密接に関連させた人権学習の年間計画を策定する。
- ③ 学校の課題と個別の人権課題等を踏まえた系統的・計画的な教職員人権研修計画の策定とその実施を図る。

(4)校内人権教育推進委員会等(以下「推進委員会」)の設置と運営

- ① 「推進委員会」を設置し、人権教育活動の企画立案、点検、評価等に関する協議を系統的定期的に行うなど、人権教育推進体制の充実を図る。
- ② 「推進委員会」は、学期ごとに一回以上は開催し、短期のPDCAサイクルを活用して人権教育の推進を図る。

(5)人権教育主任の役割

- ① 校内推進体制の要として、人権学習、職員研修などの人権教育活動に関する企画立案、各校務分掌等の連絡調整・統括を行う。
- ② 特別支援コーディネーター等との連携による校内における合理的配慮の推進や人権教育に関する関係機関等との対外的なコーディネートなどを担う。

(6)人権教育の検証と改善

- ① 各学期に、人権を視点とした子どもたちの現状や人権学習の取組などについてPDCAサイクルを活かした評価点検を行い、さらなる改善を行う。
- ② 2学期後半から3学期前半にとる【人権学習ふりかえりアンケート】を、各学校で集計し成果と課題を明らかにすることで、対象学年への対応と来年度に向けた取組に活用する。
- ③ 人権教育のまとめの作成において、成果と課題を明らかにし、職員で共有する。

2. 人権教育研究内容の具体的な項目

A 人権尊重の視点に立った学校づくりのあり方

◎「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」の日常的推進

(1)学習活動づくり

学習活動では、新学習指導要領や新大分スタンダードにも明記されている「主体的・対話的で深い学び」や「協同的な学び(学び合い等)」を工夫し推進する。

「新大分スタンダード」で主体的・対話的で深い学びの実現を

**「学びに向かう力」と思考力・判断力・表現力を育成する
ワンランク上の授業を目指して**

1 1時間完結型

主体的な学びを促す「めあて」「課題」「まとめ」「振り返り」

- * 学習の見通しをもたせ、意欲を高める「めあて」
- * 学びの成果を実感し、学んだことや意欲・問題意識等を次につなげる「振り返り」
- * 追究すべき事柄を明確にする「課題」、追究した結果を明確にする「まとめ」

2 板書の構造化

- * 思考を整理したり促したりする板書、思考の過程を振り返ることができる板書

3 習熟の程度に応じた指導

- * 「具体的な評価規準」に基づく確かな見取り
- * 「努力を要する状況」の児童生徒に対する手立ての工夫

4 生徒指導の3機能を意識した問題解決的な展開

主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)を創造する学習展開

- * 各教科等の見方・考え方を働かせて展開する「課題設定→情報収集→整理・分析→まとめ・表現・交流→振り返り・評価」等の学習過程の繰り返しの中で行われる
 - ・ 知識の関連付け、問題の発見・解決、情報を精査した考えの形成、思いや考えに基づく創造
 - ・ 様々な人との対話・協働による自分の考えの深化・拡充

人権教育では、「生徒指導の3機能」の内容を「人権尊重の3視点」と表記している。趣旨は同じである。

(2)人間関係づくり

① 学校教育活動全体を通じた自己肯定感の育成を行う。

ア. 「自己肯定感」(児童生徒が自分の長所・短所を認めたくえで、自分を大切な存在として肯定し、積極的に自己の向上を目指そうとする感覚)を、「自己受容感」「自己有用感」等の多面的な視点から捉え、その育成に関する具体的な取組を推進していく。

イ. 「人権尊重の3視点(生徒指導の3機能)」を、授業をはじめとする全ての学校教育活動へ位置づけていく。

保存版

人権の『授業づくり』のすすめかた

～2つの取組 4つのポイント～ 大分県教育庁人権・同和教育課

本パンフレットは、**個別人権課題(小一～中高)学習系統表<同和問題編>**(平成28年作成)を実践する上で、具体的な授業づくりのポイントを示すものです。
部落差別の問題(同和問題)をはじめとした様々な人権問題の学習で活用し、「主体的・対話的で深い学び」をめざしましょう。

取組1 育てたい資質・能力を明確にした授業を

ポイント① 「人権感覚」と「知的理解」の2つを基盤として捉える。
 ポイント② 発達段階に応じて系統的に取り組む。

取組2 「深く」人権について考える学習活動を

ポイント③ 「めあて」「課題」「まとめ」「振り返り」を適切に位置づける。
 ポイント④ 「人権が尊重される授業づくりの3視点(以下、「人権尊重の3視点」と表記)」を活用した学習展開を工夫する。

〔人権尊重の3視点〕

〔県教委が作成した「人権の『授業づくり』のすすめかた」よりH30年度に全教職員へ配布済み。(ROINSシステムに掲載)〕

3視点の項目	項目の内容	具体的な姿
(a) 自己存在感 (を持たせる)	自分が価値ある存在であることを実感する事	一人ひとりに活動の場があり、表出された考えや行動が他の人に認められる。
(b) 共感的人間関係 (を育成する)	お互いを人として無条件に尊重し合う態度	自分が表現したいことを表出することができるとともに、相手が表出したことにも共感でき、互いのよさや違いを認め合うことができる。
(c) 自己選択・決定 (の場を設定する)	主体性を持ち、自分で考え、決定し実行すること。	何事に対しても、あきらめたりすることなく自分で情報を集め、分析し判断することで、発言や行動することができる。

② 児童会・生徒会活動の中での取組を推進していく。

- ア. 児童・生徒が主体となって掲げた人権尊重の理念・目標(「いじめ撲滅宣言」「〇〇っ子宣言」「〇〇学校人権宣言」など)を生かした取組の実施
- イ. 学習発表会・文化祭等における人権に関する劇や展示等の実施
- ウ. 児童生徒主催の人権集会等の実施

(3)環境づくり

児童生徒が安心感、学びのたのしさを体感し学習意欲等が向上していく環境づくりを推進していく。

- ア. 人権教育の活動の「見える化」の工夫(「人権コーナー」「人権情報」「人権学習」等)
- イ. 「学校だより」等を活用した人権教育活動の情報発信

〔参考資料〕

次ページの表のような視点「自分づくり(自分力)」「仲間づくり(友だち力)」「学力保障(学び力)」「進路保障(夢力)」を参考に教育活動を展開し、自校での人権教育推進の検証の視点として捉える。

自分づくり (自分力) 自己肯定感を基盤とする自主性・自律性を持ち、主体的に行動できる力	☆ 自分を客観的に見つめることができる。 ☆ 自分自身のありのままの姿を肯定しながら、より成長しようとする。 ☆ 自分、家族、地域を大切にし、誇りに思うことができる。 ☆ 規範意識を持ち、自分の感情やストレスのコントロールができる。 ☆ 課題に対して積極的に考え・判断し、実践しようとすることができる。 など
仲間づくり (友だち(つながり)力) 他者を分け隔てることなく尊重し、積極的に人間関係を築こうとする力	☆ 仲間や他者の多様な価値観を認め、相手を大切にできる。 ☆ 仲間や他者を理解し、共感することができる。 ☆ 仲間や他者を尊重し、人間関係を積極的に築こうとする。 ☆ 仲間や他者と協力し、未知な課題でも問題解決に向けて積極的に取り組もうとする。 ☆ 仲間や他者の人権侵害に敏感に反応し、その是正に向け取り組もうとする。 など
学力保障 (学び力) 「学ぶこと」の意義を知り、意欲的に取り組み、自己の人生を切り拓いていける力	☆ 生きて働く知識・技能を積極的に習得しようとする。 ☆ 自ら課題を持ち、積極的に質問、観察、調査・研究等を行い解明しようとする。 ☆ 様々な情報を科学的に分析するとともに、思考し、自ら判断しようとする。 ☆ 自分の考えを表現し、他者の思いや考えと交流させ、学びを深めようとする。 ☆ 学んだことを様々なことに汎用的に繋げ、人生や社会に生かそうとする。 など
進路保障 (夢力) 将来展望を常に抱き、その実現に向け努力できる力	☆ 好奇心を持ち、日々の生活の体験や経験に感動を感じることができる。 ☆ 経験や体験を通し、何かに“憧れ”を持つことができる。 ☆ 目的を持ち、自分なりの目標を設定し、その達成に向け努力しようとする。 ☆ 将来に夢を抱き、実現しようとする。 ☆ 自他の人権が尊重され、擁護される社会づくりに参画していこうとする。 など

B 児童生徒主体の活動を通し、人権尊重への具体的実践へつなげる人権教育の指導内容及び指導方法のあり方

◎ 「気づき、考え、行動する学習」「人権知識の習得と人権感覚の育成」

(1) 「日田市人権学習共通教材」(以下「共通教材」)の活用による人権学習の推進

① 活用にあたって

ア. 「教材のねらい」の項目(⇒P42~47参照)の達成をめざし、児童生徒が生き方と重ねて学び、自他の人権を護り、偏見や差別をなくし、共に生きていこうとする意欲や態度につなげる学習内容・方法の工夫

イ. 「教材のねらい」やその教材の系統の中での位置づけを理解し、効果的に実施

ウ. 「学習の“ねらい”」の設定

・「教材のねらい」に照らしてクラスの「現状」を「分析」し、導き出される「課題」を基に、「学習の“ねらい”」を設定した授業の展開

・「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(以下[第三次とりまとめ]に掲載されている「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」の項目を参考(P84))

② 「共通教材」を使った個別の人権課題を学ぶ人権学習について

ア. すべての差別は、差別される人(事柄)があるからではなく、差別する人がいることで起きるという原則に基づき、差別する側の課題を解決していく授業の構築

イ. 部落差別をはじめとする人権課題の正しい知識の理解と、その課題の解決に向けて学習者に身に付けさせたい知識、価値・態度、技能等を明確にして育む学習活動をめざす。

(2)「特別の教科 道徳」(以下「道徳科」)における人権学習実践の在り方についての研究推進

「道徳科」の「考え議論する道徳」を授業の基盤に据え、児童生徒が授業のテーマについて自主的に考え、周りの友だちの考えや意見を聴き合い、話し合う学習活動を推進する。

ア. 「道徳科」では、学習する「内容項目」(「学習指導要領解説 特別の教科 道徳」を参照)を明確にし、児童生徒が主体的に考え協議する場を設定

イ. 「内容項目」に関して「価値理解」を深めるとともに、「人間理解」「他者理解」を深める活動をしながらか、その「内容項目」に自己の体験や経験を重ね、自分のよりよい生き方(人間の生き方)について考える学習

※授業の中では「自分と相手の人権を護る」ことが基盤であり、道徳科をはじめ全ての学校教育活動において「人権尊重」に反する見方・考え方、言動等に対しては正しく指導する。

(3)部落差別の解消につながる知的理解と人権感覚を養う部落問題学習の推進

① 「指導のてびき」(P48~57)に記載している「Ⅰ部落差別問題学習の指導について」「Ⅱ部落差別問題学習に関する部落史の考察と留意点」の内容を全教職員で共通理解する。

② 社会科との連携を図り、正しい歴史認識等の定着を図る。

③ 各学年の教材の系統的な位置づけを理解し、児童生徒の正しい知的理解とこれからの生き方に活かしていける人権感覚を育み、差別をなくす主体者としての意識を高める授業の在り方についての研究を進める。

(4)人権尊重の行動に繋がる学習サイクルを活用した体験的参加型学習の実施

「人権に関する知識」の習得と「人権感覚」の育成を目指した「学習サイクル」[『体験する』⇒『話し合う』⇒『反省する』⇒『一般化する』⇒『適用する』⇒……](詳細P83)を活用した体験的参加型学習を推進していく。

ア. 授業の“ねらい”を達成するための効果的な手段(ツール)としての活用

イ. 学校教育活動全体を通して、学習内容を「適用する」ことができる場面設定の工夫

(5)人権学習ファイルの活用

児童生徒が学習した「人権に関する知識」「人権感覚」などを授業後も実感できるように、人権学習での「学習の記録」を工夫、作成していく。

(例)「人権学習ノート(ファイル)」、「道徳ノート」等の作成と活用

(6)教科等の目標・ねらいに基づく学習指導が有機的・相乗的に反映される人権学習について

児童生徒が、「各教科」「道徳科」「特別活動」「総合的な学習の時間」などの特質に応じて身につけた「知識」「見方・考え方」と、人権学習で育む「人権に関する知識」や「人権感覚」が有機的・相乗的に関連していく工夫を推進していく。

(7)学校生活の中での自他を認めたり自己を振り返ったりする活動の工夫について

① 「朝・帰りの会(短学活)」等での取組の工夫

② 人権感覚に関する思考力・判断力・コミュニケーション能力等を育てるため、

ファシリテータースキル、アサーションスキル、即興演劇スキルなどの「表現活動」を参考とした指導内容・方法の工夫

(8) 児童生徒の主体的な対話活動の促進

① 「きく力」(listen・ask) の育成

ア. 児童生徒が主体的に「問い、考え、語り、きく (listen・ask)」ことで、自己の考えを深化・拡充・または変容することができる学習活動の工夫

② 『ツール』としての小集団 (ペア学習・班活動など) の工夫

【留意点】

ア. 全学習者が、これから行う小集団活動の意図と目指すゴールの形を共有している。

イ. 全学習者が、誰のどんな発言にも興味関心を持ち、その詳細を理解しようとする傾聴の姿勢がある。

ウ. 全学習者が、自分が分からないことや、更に相手の内容を理解しようとする主体的に質問をしている。

エ. 全学習者が、出されたみんなの意見を、話し合いながら分類、整理 (まとめ)、分析し
ていこうとしている。

(9) 様々な人々の考え方や生き方との出会いを通し、人権感覚を高める指導内容・方法の工夫

① ゲストティーチャー (以下GT) の有効的な活用

ア. 事前事後の取組の工夫

イ. 人権・部落差別解消教育課の実践モデル例やGTの派遣を活用

② 公民館等と連携した地域人材の積極的な活用の取組

(10) 進路実現への意欲態度と資質能力を育てる指導内容・方法の工夫

① 協働的な学びを基盤とした学力保障

② キャリア教育等の実践と連携した進路保障

(11) 各関係機関等が発行しているパンフレットなど活用した人権学習の実施

① 「知ろう 始めよう 日田市男女共同参画推進条例」 日田市作成
(小6・中3の社会科などで活用)

② 「知っていますか? 就学支援のための奨学金制度」 大分県人権・部落差別解消教育研究協議会作成
(小6・中2中3の学活などで活用)

③ 「差別解消のための3法」 啓発リーフレット 日田市作成
(中3社会科公民分野などで活用)



C 教職員の人権意識や人権教育の実践力を高めるための教職員研修のあり方

◎「自らの見つめ直し」「いじめや差別をなくす信念と情熱の醸成・実践力の向上」

(1)全教職員による系統的・計画的な研修活動の充実

- ① 年度当初に、校内全ての教職員で「児童生徒の現状の分析と課題」「人権教育推進における基本的な取組」等について共通理解及び共有化を必ず行う。
- ② 年間研修計画に位置づける研修
 - ア. 「令和4年度 人権教育指導のてびき」に記載されている以下の項目内容についての共通理解を図る研修
 - ・「令和4～5年度日田市教育行政実施方針」(⇒P 6～9)
 - ・「令和4年度 学校人権教育推進計画」(⇒P 28～38)
 - ・[第三次とりまとめ]の「人権教育を通じて育てたい資質・能力」(⇒P 82～85)
 - イ. 共通教材の授業実践の研究等を深める校内人権学習提案授業研究会の実施
 - ウ. 部落差別問題(同和問題)に対する理解と認識を深める研修(部落差別の現実、歴史認識、法律、部落差別問題学習の指導についてなど)
 - エ. 各学校の状況等を勘案し、課題と考える個別の人権課題の研修
 - オ. スクール・セクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修
- ③ 部落差別問題(同和問題)をはじめとする様々な人権課題に関する校内研修の実施にあたっては、人権・部落差別解消教育課の支援を活用する。
 - ア. 人権学習の指導案作成の支援
 - イ. 研修資料の準備、研修方法・内容、講師等についての協力支援
 - ウ. 学校が要望する部落差別問題(同和問題)などの個別の人権課題に関する基礎研修(少人数でも可)等への出前講座の実施 など

(2)研修形態の工夫

体験的参加型の手法や出会いの学習等を取り入れた参加者の主体的な教職員研修の実施を推進していく。

【実施例】(※教職員研修の内容、実施の相談について人権・部落差別解消教育課の支援あり)

- ・KJ法等を活用した、児童生徒の実態把握と授業分析、課題解決等の共有
- ・OJT等を活用した、若い世代の教職員の人権学習の実践力向上に向けた取組
- ・経験豊富な教師の知識や経験、取組等を伝える
- ・地区集会所やNPO等と連携したフィールドワークや対話会
- ・近隣校との合同研修会

(3)教育委員会主催研修等への主体的参加

教育委員会主催の研修などに主体的に参加をするとともに、校内研修会等で研修内容の環流などによる内容の周知(詳細⇒P38)

(4)地区集会所での人権講座、人権イベントへの参加について

各校へ「集会所だより」を通じて周知される地区集会所での人権講座や人権に

関するイベント及び地域で行われる人権講座等への積極的な参加を推進する。

(5) 関係機関・民間団体等が開催する研修会等への参加

- ・第44回大分県人権教育研究大会(ヒューライツフォーラム2022) 杵築市 10月21日(金)・22日(土)
- ・「第7回人権と出会う日田のまちづくり」推進講演会 パトリア日田 12月10日(土)

D 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携のあり方

◎「児童生徒・教職員・保護者・地域・社会とのつながりの実感」

(1) 家庭・地域等との協働及び連携について

① 公民館等と協力した、全ての小・中学校における家庭・地域へ開かれた親子人権講演会などの実施

② 期末育友会(P T A)・オープンスクール等を活用した人権学習授業公開と懇談会等の実施

ア. 保護者・地域を対象とした人権学習授業公開(学年に応じて部落差別をはじめとする人権課題など)

イ. 懇談会等の実施(内容例:「人権授業の“ねらい”」「児童生徒の実態」「部落差別をはじめとする人権課題に関する交流」)

ウ. 保護者・地域への参加の呼びかけ

③ 「学校・学級だより」や「学校HP」「保健だより」等での事前・事後の積極的な情報発信

④ 平成28年度に施行された人権関連法等のお知らせと内容・意義を、「啓発リーフレット」を活用しての周知(小学校新入生の保護者等を対象)

※ 人権関連法等とは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」をさす。

平成28(2016)年に
●「障害者差別解消法」
●「日本に住む外国人に対するヘイトスピーチ解消法」
●「部落差別解消推進法」

の3つの差別人権諸論に關する法律がスタートしています!

1. 障害者差別解消法
「障害者差別解消法」は、障害者に対する差別の解消を図るための法律です。障害者に対する差別の解消を図るための法律です。障害者に対する差別の解消を図るための法律です。

2. 日本に住む外国人に対するヘイトスピーチ解消法
「日本に住む外国人に対するヘイトスピーチ解消法」は、日本に住む外国人に対するヘイトスピーチの解消を図るための法律です。日本に住む外国人に対するヘイトスピーチの解消を図るための法律です。

3. 部落差別解消推進法
「部落差別解消推進法」は、部落差別の解消を図るための法律です。部落差別の解消を図るための法律です。

人権啓発に関するお問い合わせ先

社会福祉協議会 0973-22-2719
市民生活課 0973-22-2719
市民生活課 0973-22-2719
市民生活課 0973-22-2719

社会福祉協議会 0973-22-2719
市民生活課 0973-22-2719
市民生活課 0973-22-2719
市民生活課 0973-22-2719

(「啓発リーフレット」表

平成28(2016)年4月1日から施行(障害者差別解消法(第109号))

「障害者差別解消法」

① 国・地方公共団体は、障害者に対する差別の解消を図るための法律です。障害者に対する差別の解消を図るための法律です。

② 国・地方公共団体は、障害者に対する差別の解消を図るための法律です。障害者に対する差別の解消を図るための法律です。

③ 国・地方公共団体は、障害者に対する差別の解消を図るための法律です。障害者に対する差別の解消を図るための法律です。

④ 国・地方公共団体は、障害者に対する差別の解消を図るための法律です。障害者に対する差別の解消を図るための法律です。

(「障害者差別解消法」の内容

平成28(2016)年6月3日から施行(日本に住む外国人に対するヘイトスピーチ解消法(第110号))

「日本に住む外国人に対するヘイトスピーチ解消法」

① 国・地方公共団体は、日本に住む外国人に対するヘイトスピーチの解消を図るための法律です。日本に住む外国人に対するヘイトスピーチの解消を図るための法律です。

② 国・地方公共団体は、日本に住む外国人に対するヘイトスピーチの解消を図るための法律です。日本に住む外国人に対するヘイトスピーチの解消を図るための法律です。

③ 国・地方公共団体は、日本に住む外国人に対するヘイトスピーチの解消を図るための法律です。日本に住む外国人に対するヘイトスピーチの解消を図るための法律です。

(「ヘイトスピーチ解消法」の内容

平成28(2016)年12月16日から施行(部落差別解消推進法(第111号))

「部落差別解消推進法」

① 国・地方公共団体は、部落差別の解消を図るための法律です。部落差別の解消を図るための法律です。

② 国・地方公共団体は、部落差別の解消を図るための法律です。部落差別の解消を図るための法律です。

③ 国・地方公共団体は、部落差別の解消を図るための法律です。部落差別の解消を図るための法律です。

(「部落差別解消推進法」の内容

(2) 関係機関等との連携及び校種間の連携について

- ① 関係機関・団体と連携したG Tの派遣や教職員研修の実施
- ② 関係機関・団体と連携した人権学習教材の作成
- ③ 小・中学校間の連携

- ア. 人権の視点を基盤とする相互の授業公開、合同研修、交流学习及び入学、進学にともなう他校種との情報交換
- イ. 自校で実施した人権学習の概要、人権の視点から配慮した取組の申し送り
- ④ 各種校種間等との連携
 - ア. 社会的に支援が必要な児童生徒等、気になる子どもたちを特に注視しながら、全ての子どもたちが、就学前や小中高を通じて躓くことなく学んでいけるための連携を推進する。

V 子どもの人権に配慮した相談体制と組織的取組の充実

1 相談体制の充実

いじめ、スクール・セクシュアル・ハラスメント、セクシュアル・マイノリティ、児童虐待等、社会的立場を持つ子どもの人権をめぐる問題の解決に向けた教育相談体制の充実に努める。また、市教育委員会及び関係機関との連絡・協議体制の整備・充実に努める。

(1) 相談体制とその周知について

- ① スクール・セクハラ防止委員会及びスクール・セクハラ防止、性に関する相談窓口（担当者）を必ず設置する。
- ② 年度当初に児童生徒、保護者への自校の相談体制やさまざまな相談窓口（担当者）等を1学期中に周知する。
- ③ 教育委員会における、子どもの人権に関する学習活動支援や相談体制の充実に努める。

2 組織的取組の充実

(1) 児童生徒への組織的対応

子どもの貧困問題や外国につながる子どもの支援など児童生徒の生活背景、社会的立場等を積極的・組織的に捉えて教育実践に活かし、必要に応じ関係機関・団体等と連携し課題を解消していく取組を推進する。

VI 教育委員会の取組

1 人権教育研究の効果的な推進を図るための会議の開催

- (1) 「日田市人権教育推進連絡協議会」の開催（会長:日田市教育長 事務局:人権・部落差別解消教育課 社会教育課）
- (2) 「人権教育主任会議」等の開催
 - ① 日田市人権教育基本方針・推進計画に関わる具体的な施策を実施するために必要な事項についての研究、検討。また、各学校の教育課題や進捗状況についての情報交換
 - ② 人権課題にかかわる人権教育研修、人権教育の具体的実践のあり方についての

研修、実践交流

(3) 人権教育に関わる地域課題についての把握と対応策等を総合的に進める協議

2 教育委員会主催による教職員研修の充実

[第三次とりまとめ]を基盤とし、体験的参加型学習の手法等を取り入れ、教職員自身の人権感覚や人権教育の指導に関する資質能力を高めていくための研修を行う。

令和4年度日田市教職員人権教育研修計画に、管理職をはじめすべての教職員を対象とした研修を位置付け実施する。(日程変更の場合あり)

- ・管理職（校長・所長、教頭）人権教育研修会
- ・教職員人権教育研修会
- 【人権教育主任、養護教諭、学校事務職員、小6担任・中1担任、初任者・転入教職員等】
- ・教職員人権教育研修講座2022（全教職員対象）
- ・人権教育講演会（全教職員対象）8月2日〔火〕（予定）

3 教材等の開発・整備及び情報の提供

人権についての知的理解を深め人権感覚・感性を磨いていくための教材・資料や、人権・部落差別問題に対する正しい理解と認識を深めるために必要な教材・資料及び教師用指導書、書籍等を整備し、学校現場の実践・研究及び保護者啓発に役立てる。また、児童生徒の人権感覚をより一層育てるために、「日田市人権学習共通教材」の活用推進に資するための「体験的参加型学習プログラム」などを随時見直し、シンクライアントシステム等を活用し配信していく。

更に、市民に対しては、市報や日田市のホームページ等を活用し、人権に関する学習会や研修会、講演会の開催などの情報提供を行う。

また、各学校の取組を「人権教育のまとめ」として年度末に刊行し、情報発信を図る。

【 日田市教育庁 人権・部落差別解消教育課 サポート内容 】

- ① 人権学習指導案作成サポート
- ② GTの選定、派遣、事前打ち合わせなどのサポート
- ③ 教職員研修に関する企画内容、講師選定、派遣のサポート、出前講座の実施
- ④ 親子人権講演会等の企画内容、講師選定、派遣のサポート
- ⑤ 他校種、関係団体等との連絡調整のサポート
- ⑥ 指導資料「日田市人権教育指導のてびき」の提供
- ⑦ 「日田市小・中学校人権教育のまとめ」の編集
- ⑧ 「人権教育の指導方法等の在り方について
[第三次とりまとめ]」に関する資料の提供
- ⑨ その他 人権教育に関する資料や書籍（児童生徒用・教職員用等）、DVD、人権パネル提供
- ⑩ 「いじめ」「部落差別問題」に関わる「体験的参加型学習プログラム」（H25・26年度作成 [学校シンクラシステム]に掲載）活用の推進
- ⑪ 不登校及び不登校傾向の児童生徒、その保護者を対象とする親子人権講演会等の開催
- ⑫ 自己肯定感育成に関する実施具体例などの資料の提案 など



「人権文庫」（貸出可）「人権DVD」等もあ

※人権教育関係での様々なサポートを行いますので、まずは電話で相談ください。

日田市教育庁 人権・部落差別解消教育課

日田市教育庁舎（市役所別館）2階 ☎ 22-8236

